

昭代地区義務教育学校再編協議会だより

昭代第一小学校・昭代第二小学校・昭代中学校は1つになり、義務教育学校として生まれ変わります。

第3号 (R7.1 2月発行)

令和7年11月18日に第3回昭代地区義務教育学校再編協議会を開催。校名候補の選定方法、校歌の作成、スクールバスの乗車基準、制服、PTA統合について協議を行いました。また、昭代地区義務教育学校の開校について、1年延期することを決定しました。

昭代地区義務教育学校の開校時期を延期

昭代地区義務教育学校の開校について、これまで令和9年4月を目指して準備を進めてきましたが、委員からの意見等を踏まえ開校時期を1年延期したいとの事務局の提案により、再編協議会で協議を行った結果、開校時期を1年延期することを決定しました。

決定事項

(変更前) 令和9年4月開校 → (変更後) 令和10年4月開校

延期の理由

1. 十分な協議時間の確保が困難なため

義務教育学校の開校に向けて、協議会で丁寧に議論を重ねる必要がありますが、現在のスケジュールでは十分な時間を確保することが困難な状況です。

2. 校舎改修工事の進捗状況と学習環境への配慮

義務教育学校開校に向けて、現在の校舎を改修する計画ですが、特に壁などを取り壊す大規模な工事については、騒音が発生し、児童生徒の学習環境を損なうことが懸念されます。児童生徒の安全かつ良好な学習環境を確保するため、夏休みの長期休暇中に工事を集中的に行なうことが不可欠ですが、現在の進捗状況から夏休みの工事に間に合わない状況です。

校歌の作成について

校歌については、専門家に依頼を行い、新たに作成することが決定しました。

今後、作詞・作曲の専門家選定を進め、愛される校歌となるよう準備を進めていきます。

制服について

1~6年生の制服について、新たに導入するか判断の参考とするため、保護者等へアンケートを実施することを決定しました。

今後、アンケートの内容や対象について協議を行っていきます。

(発行・お問い合わせ先) 柳川市教育委員会 学校再編推進課 学校再編推進係 TEL:0944-77-8887

〒832-8555 柳川市三橋町正行431 番地、FAX:74-5545、メール:gakkosaihen@city.yanagawa.lg.jp

スクールバスの乗車基準について

スクールバスの利用基準について、これまでの「通学距離が一定以上ある児童は選択可能」という方針に基づき、具体的な乗車対象者を決定しました。バス停の位置やルート等については、引き続き検討を行います。

決定事項

1. 乗車対象者

通学距離が以下の基準を満たす児童をスクールバス（無料）の乗車対象とします。

1～2年生：学校までの実測距離が1.5km以上の児童

3～6年生：学校までの実測距離が2.0km以上の児童

2. 昭代第二小学校校区の児童への対応

学校再編に伴い、上記の基準を統一し、昭代第二小学校校区の児童についても、条件を満たす場合は乗車を可能とします。

3. 空席利用について

バスの座席に空きがある場合は、上記の基準に満たない児童についても乗車を可能とします。（低学年を優先とします）

PTA統合に関する基本的事項について

現在の各小中学校の父母教師会（PTA）を統合し、新たなPTA組織を設立するための基本的事項について、以下の通り決定しました。新たなPTA組織への費用負担のルールや新たなPTA規約については、引き続き検討を行います。

決定事項

1 PTA組織の名称

※〇〇〇には新しい校名が入ります。

新たな組織の名称は、「柳川市立※〇〇〇父母教師会（PTA）」とする。

2 事務局の位置

新たなPTA組織の事務局は、※〇〇〇に置くものとする。

3 統合の方法

各校のPTAは、統合の日の前日をもって解散し、対等の条件をもって新たにPTAを組織するものとする。

4 統合の期日

統合の期日（新たなPTA組織設立の期日）は、令和10年4月1日とする。

5 新たなPTA組織への費用負担

新たなPTA組織の費用は、一定のルールに基づき、各校PTAが負担するものとする。

6 残余財産の取り扱い

各校PTAは、解散し、その債務を弁済してもなお残余財産があるときは、新たなPTA組織に引き継ぐものとする。

7 規約等の制定

新たなPTA組織には、新たな規約等を設けるものとする。